

平成23年(2011年)10月14日



# 埼玉県報

第 2 3 3 0 号  
平成23年10月14日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則\(水環境課\)](#)
- [埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則\(産業拠点整備課\)](#)
- [埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則\(畜産安全課\)](#)

### 告示

- [統合サーバー等運用管理支援業務委託に関する落札者等の公示\(システム管理課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [平成23年7月から9月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況\(入札執行課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [埼玉県青少年健全育成条例に基づく優良な図書 の 推 奨 \( 青 少 年 課 \)](#)
- [昭和54年埼玉県告示第590号\(騒音規制法\)の一部改正\(水環境課\)](#)
- [狭山都市計画生産緑地地区の変更\(みどり再生課\)](#)
- [平成23年度埼玉県准看護師試験の実施\(保健医療政策課\)](#)
- [救急病院等の申出の撤回\(医療整備課\)](#)
- [救急病院等の申出\(医療整備課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [保安林の指定施業要件の変更予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [免許ファイリング県間接続サーバ機器の賃貸借に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [選挙管理委員会の招集\(選挙管理委員会\)](#)
- [個人演説会等施設の取消し\(選挙管理委員会\)](#)

## 規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十二号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

別表第十二第二号の表の備考一口(2)中「所沢三ヶ島工業団地」の下に「、騎西城南産業団地」を加え、同表の備考一二中「所沢三ヶ島工業団地」の下に「、加須市芋茎に存する騎西城南産業団地」を加える。

附 則

この規則は、平成二十三年十一月一日から施行する。

## 規 則

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十三号

埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例の施行期日を定める規則

（埼玉県東部地域振興ふれあい拠点施設条例（平成二十二年埼玉県条例第三十七号）の施行期日は、平成二十三年十月十五日とする。）

## 規 則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第六十四号

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県家畜伝染病予防法施行細則（昭和二十八年埼玉県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「第三条第一項」の下に「又は第五条第一項」を加え、「詳記しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第五号中「第三条第二項」を「第三条第一項又は第五条第二項」に、「要した施設の」を「要する施設がある場合には、その」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

埼玉県告示第千百九十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
統合サーバー等運用管理支援業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部システム管理課システム運営担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成23年9月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 落札金額  
19,320,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日  
平成23年7月29日

## 告 示

埼玉県告示第千百九十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほのぼのクラブ
- 三 代表者の氏名  
須田 稔
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市亀ヶ谷東原四番地二
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、埼玉県内地区の高齢者に対し、『よりよい生活環境』を提供し誰もが豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与する事を目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百九十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年十月七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
NPO法人介護の手
- 三 代表者の氏名  
目黒 祥子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県日高市大字鹿山百九十四番地八
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域で安心して暮らしていくために、障がい（児）者や高齢者及びその家族等、生活の支援が必要な人々に対し、自主・自立性を尊重しつつ助け合いの精神をもって柔軟なサービスを提供し地域社会の福祉全般の向上と増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千百九十八号

平成二十三年七月から九月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

## 告 示

埼玉県告示第千百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年九月二十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 SB. Heart Station
- 三 代表者の氏名  
河 津 穎 修
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市岩槻区裏慈恩寺二三十番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、諸外国の子どもたちをはじめとする経済的弱者一般に対して、保健、医療又は福祉の増進を図る活動、国際協力の活動、子どもの健全育成を図る活動、経済活動の活性化を図る活動を行うことによって、広く公益の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百号

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）第十条の規定に基づき、青少年の健全な育成を図るため特に優良な図書として、次のとおり推奨する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一三四一	同	パパとミッポと海の1号室	田部 智子	岩崎書店
一三四〇	小学校中学年	氷の海を追ってきたクロ	井上 こみち	学研マーケティング
一三三九	同	ケンタのとりのすだいさくせん	山下 美樹	文溪堂
一三三八	同	かえってきたドロコ	みやもと ただお	文研出版
一三三七	同	ほんなんてだいきらい！	バーバラ・ポットナー	主婦の友社
一三三六	同	パパはステキな男のおばさん	石井 睦美	BL出版
一三三五	小学校低学年	通学路の草花えほん	大島 加奈子	PHP研究所
一三三四	同	ねてるのだあれ	神沢 利子	福音館書店
一三三三	同	ベンジーのもうふ	マイラ・ベリーブラウン	あすなる書房
一三三二	同	ノマはちいさなはつめいか	ヒョンドク	講談社
一三三一	同	どうぶつしりとりえほん	藪内 正幸	岩崎書店
一三三〇	乳幼児	びっくりまつぼっくり	多田 多恵子	福音館書店
推奨番号	対 象	書 名	著 者 名 等	発 行 所

一三五四	高校・青年	四十九日のレシピ	伊吹 有喜	ポプラ社
一三五三	同	ミンテイたちの森のかくれ家	キャロル・ライリー・ブリンク	文溪堂
一三五二	同	ソルハ	帚木 蓬生	あかね書房
一三五一	同	ピーテイ	ベン・マイケルセン	鈴木出版
一三五〇	同	アラスカの詩 めぐる季節の物語	星野 道夫	新日本出版社
一三四九	中学校	ジキル博士とハイド氏	ロバート・ルイス・ステイヴンソン	小峰書店
一三四八	同	旅するウサギ	竹下 文子	小峰書店
一三四七	同	変わり者ピッポ	トレイシー・E・フアーン	光村教育図書
一三四六	同	風よ！カナの島へ	森 夏月	国土社
一三四五	同	希望の力	フジコ・ヘミング	PHP研究所
一三四四	小学校高学年	くじらの歌	ウーリー・オルレブ	岩波書店
一三四三	同	アラスカ無人島だより	松本 紀生	教育出版
一三四二	同	フリードリヒばあさん	ハインツ・ヤーニッシュ	光村教育図書

一三五八	同	世界で一番美しい元素図鑑	セオドア・グレイ	創元社
一三五七	同	魂の流木	マイケル・S・コヤマ	西村書店
一三五六	同	つばさものがたり	雫井 脩介	小学館
一三五五	同	尼子十勇士伝 赤い旋風篇	後藤 竜二	新日本出版社

## 告 示

埼玉県告示第千二百一号

昭和五十四年埼玉県告示第五百九十号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音についての時間及び区域の区分ごとの規制基準について）の一部を次のように改正し、平成二十三年十一月一日から施行する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

表の備考一口(2)中「掲げる区域」の下に「及び二に規定する騎西城南産業団地の区域」を加え、同表の備考一二中「されている区域」の下に「及び加須市芋茎に存する騎西城南産業団地の区域」を加える。

## 告 示

埼玉県告示第千二百二号

狭山市から狭山都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再生課において縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告示

埼玉県告示第千二百三十三号

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、埼玉県准看護師試験を次のとおり行う。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 試験期日及び場所

試験期日	試験場所
平成二十四年 二月十九日（日）	埼玉県草加市学園町一丁目一番地 獨協大学

## 二 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

## 三 受験資格

次のイからへまでのいずれかに該当する者

- イ 文部科学大臣の指定した学校において二年の看護に関する学科を修めた者（平成二十四年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ロ 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十四年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ハ 文部科学大臣の指定した学校において三年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成二十四年三月に修業する見込みの者を含む。）
- ニ 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成二十四年三月に卒業する見込みの者を含む。）
- ホ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣がハ又はニに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの
- ヘ 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、ホに該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事が適当と認められたもの

## 四 受験手続

### イ 提出書類

保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第二十  
七条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

六千九百円を埼玉県収入証紙により納付すること

ハ 受付期日

平成二十四年一月十二日（木）

午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時から午後四時まで

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館三階三〇三会議室

五 合格発表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十四年三月十四日（水）午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十四年三月十四日（水）午前十時から四月十三日（金）まで

# 告示

埼玉県告示第千二百四号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一	平成二十三年九月三十日

# 告示

埼玉県告示第千二百五号

次の表の上欄に掲げる病院及び診療所を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院又は救急診療所として平成二十三年十月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

病院及び診療所		有効期限
名称	所在地	
指扇病院	埼玉県さいたま市西区大字宝来千二百九十五番地一	平成二十六年九月八日

# 告示

埼玉県告示第千二百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

LCワールド宮寺

埼玉県入間市宮寺三千百八十六 二外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ロジコム宮寺複合店舗

（変更後）LCワールド宮寺

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ドライバースタンド 代表取締役社長 石渡淳

東京都府中市白糸台一丁目二十九番六

（変更後）株式会社ドライバースタンド 代表取締役社長 石渡淳

東京都府中市白糸台一丁目二十九番六

株式会社ゴルフパートナー 代表取締役 石田純哉

東京都千代田区神田小川町三丁目七番一号

## ハ 変更年月日

平成二十三年九月十六日

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山 A

埼玉県狭山市入間川千二十五

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山七百十七 一

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

（変更後）株式会社ベルク 代表取締役 原島功

埼玉県大里郡寄居町大字用土五千四百五十六

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本南海雄

千葉県松戸市新松戸東九番地一

株式会社ファーストリテイリング 代表取締役 柳井正

山口県山口市佐山七百十七 一

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実

東京都渋谷区神南一丁目十一番五号

## 八 変更年月日

平成二十一年三月七日

二 届出年月日

平成二十三年九月三十日

二 縦覧期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告示

埼玉県告示第千二百八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山 A

埼玉県狭山市入間川千二十五

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

株式会社マツモトキヨシ 午前八時から午後十時

株式会社ファーストリテイリング 午前十時から午後九時

株式会社大創産業 午前八時から午後十時

（変更後）株式会社ベルク 午前八時から翌午前〇時

株式会社マツモトキヨシ 午前八時から午後十時

株式会社ファーストリテイリング 午前十時から午後九時

株式会社大創産業 午前八時から午後十時

株式会社エーピーシー・マート 午前八時から午後十時

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 五か所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十三年十月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月三十日

## ニ 縦覧期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山B

埼玉県狭山市入間川千二十九

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社ケーヨー 代表取締役社長 林武夫

（変更後）株式会社ケーヨー 代表取締役 醍醐茂夫

## ハ 変更年月日

平成二十年五月二十二日

## ニ 届出年月日

平成二十三年九月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベスタ狭山B

埼玉県狭山市入間川千二十九

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三十一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三一九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 六か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 九か所 位置 図面省略

## 八 変更年月日

平成二十三年十月二十四日

## 二 届出年月日

平成二十三年九月三十日

## 二 縦覧期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十三年十月十四日から平成二十四年二月十四日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千二百一十一号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

埼玉県秩父市大滝字大血川五一六三の二・字大血川山五一九六・五一九七・字大血川高ヲ子奥五一九八の二・字浜平丸ク口六 九三の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六 九三の二、字浜平フカタワ六 九六、字塩沢向山六二一八の一

## 二 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 三 変更後の指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

# 告 示

埼玉県告示第千二百十二号

測量計画機関の長である春日部市長石川良三から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

春日部市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

春日部市

四 作業期間

平成二十三年十二月一日から平成二十四年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第千二百十二号

測量計画機関の長である幸手市長町田英夫から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市

四 作業期間

平成二十三年六月二十一日から平成二十四年三月十二日まで

# 告示

埼玉県告示第千二百十四号

測量計画機関の長である加須市長大橋良一から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

加須市

二 作業種類

公共測量（デジタルマッピング）

三 作業地域

加須市

四 作業期間

平成二十三年七月十四日から平成二十四年三月十五日まで

## 告 示

埼玉県告示第千二百十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

免許ファイリング県間接続サーバ機器の賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

平成24年2月1日(水)から平成29年1月31日(火)まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成22年埼玉県告示第1075号)に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部  
総務部財務局会計課調度第一係 押田 電話048-832-0110 内線2247 ファ  
クシミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「発注情報等の閲覧」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月25日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月24日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成23年11月25日（金）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成23年11月25日（金）午前10時40分

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成23年11月17日(木)午後5時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成23年10月20日(木)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格

審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話  
048-830-5775（直通））へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を  
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:A lease of lic-  
ense filing prefecture connection server apparatus.
- (2) Time limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m.,  
November 25,2011 By mail;5:00p.m.,November 24,2011 In person;10:30  
a.m., November 25,2011
- (3) Contact point for the notice: Property Management Section,Finance  
Division,General Affairs Department,Saitama Prefectural Police Head  
quarters,Takasago 3-15-1,Urawa-Ku,Saitama-shi,Saitama-ken 330-8533,  
Telephone 048-832-0110 Ext.2247

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年六月十日

指令川建セ第二三〇〇一六〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月五日

川建セ第二三〇〇五三号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字又五良四一〇六番二〇の一部、四一〇六番二一、

四一〇六番二三、四一〇六番二五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾一四三二番地

小久保 恒雄

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年五月二十日

指令川建セ第二三〇〇三〇号

二 検査済証番号

平成二十三年十月六日

川建セ第二三〇〇五二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字福田字山際一三三八番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町月の輪四丁目一五番地四 リブレブリッサ202

高柳 健二

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年六月二十八日

指令川建セ第二三〇〇二一〇号

## 二 検査済証番号

平成二十三年十月十一日

川建セ第二三〇〇五四号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡川島町大字三保谷字尾崎三〇七番一、三八三番三、三八三番七

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡川島町大字三保谷宿三八三番地一

野田 陽子

# 告 示

埼玉県選管告示第四百十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十三年十月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十三年十月十八日 午後一時三十分

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

三 議題

イ 市町村の区域を分けて開票区を設置する告示の一部改正について

ロ その他

# 告示

埼玉県選管告示第四百二十二号

鳩ヶ谷市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定に基づき指定した次の個人演説会等施設について、その指定を取り消した旨の報告があつた。

平成二十三年十月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤

憲

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
鳩ヶ谷市立緑町一丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市緑町一丁目一番地之二	鳩ヶ谷市長	四十人
鳩ヶ谷市立桜町三丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市桜町三丁目二番十七号	鳩ヶ谷市長	五十人
鳩ヶ谷市立南一丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南一丁目四番十七号	鳩ヶ谷市長	四十人
鳩ヶ谷市立南三丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南三丁目十六番二号	鳩ヶ谷市長	五十人
鳩ヶ谷市立桜町六丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市桜町六丁目十一番十号	鳩ヶ谷市長	五十七人

施設 の 名 称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
鳩ヶ谷市立本町二丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市本町二丁目一番二十二号	鳩ヶ谷市長	二十人
鳩ヶ谷市立本町四丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市本町四丁目八番十一号	鳩ヶ谷市長	五十八人
鳩ヶ谷市立坂下町三丁目第一集会所	埼玉県鳩ヶ谷市坂下町三丁目十番二十一号	鳩ヶ谷市長	二十七人
鳩ヶ谷市立坂下町三丁目第二集会所	埼玉県鳩ヶ谷市坂下町三丁目六番九号	鳩ヶ谷市長	二十一人
鳩ヶ谷市立三ツ和二丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市三ツ和二丁目三十二番地の十一	鳩ヶ谷市長	四十三人
鳩ヶ谷市立南五丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南五丁目十九番十九号	鳩ヶ谷市長	二十七人
鳩ヶ谷市立南七丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南七丁目二十三番二十二号	鳩ヶ谷市長	五十七人

施設 の 名 称	所 在 地	管 理 者	収 容 人 員
鳩ヶ谷市立八幡木 一丁目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市八幡木一丁目二 十五番地の二	鳩ヶ谷市長	四十九人
鳩ヶ谷市民センタ ー会議室	埼玉県鳩ヶ谷市大字里千六百五 十番地の一	鳩ヶ谷市長	四十二人
鳩ヶ谷市立ふれあ いプラザさくら中 会議室	埼玉県鳩ヶ谷市桜町二丁目四番 二十四号	鳩ヶ谷市長	六十二人
鳩ヶ谷市立ふれあ いプラザさくら和 室	埼玉県鳩ヶ谷市桜町二丁目四番 二十四号	鳩ヶ谷市長	三十二人
鳩ヶ谷市立里集會 所	埼玉県鳩ヶ谷市大字里千百二十 五番地	鳩ヶ谷市長	七十人
鳩ヶ谷市立南二丁 目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南二丁目二十一 番八号	鳩ヶ谷市長	四十人
鳩ヶ谷市立南四丁 目集会所	埼玉県鳩ヶ谷市南四丁目二十四 番十一号	鳩ヶ谷市長	四十人